

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2982号)

令和5年3月2日

横情審答申第2982号

令和5年3月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和3年2月26日消予第1093号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「空地の実態及び管理指導状況（令和元年12月末日現在）」の一部開示  
決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「空地の実態及び管理指導状況（令和元年12月末日現在）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月14日付で行った「空地の実態及び管理指導状況（令和元年12月末日現在）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書における空地（以下「本件空地」という。）の概念は、建築物等に隣接した空地であって、枯草等の燃焼により建築物等に延焼する危険性がある等、火災発生により著しく社会生活に支障を生じると認められる場所である。

本件空地での火災発生の原因として想定しているのは、放火、火遊びやたばこの投げ捨て等の外的要因である。特に放火による火災は、昭和60年から令和2年までの間、本市における年間の火災件数に占める割合が最も高く、警戒すべき要因であり、本件空地のように延焼危険性がある場所が放火される可能性は否定できない。

本件処分において非開示とした空地の所在位置、面積及び所在位置が推測される情報（以下「本件非開示部分」という。）は、本件空地の所在を推測できる情報であり、これを公にすることにより特定された場所が放火されて被害が発生するようなことがあれば、公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

本件審査請求文書は、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以

下「火災予防条例」という。)第30条第1項に基づいて所有者等による燃焼のおそれのある物件の除去等により、空地の火災発生を防ぐための環境を整備することを目的に作成したものだが、本件非開示部分を公にした場合は、隣接する建築物等への延焼危険がある場所が一般に公表されることとなり、放火等による火災発生を未然に防ぐという本事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

- (3) 本件審査請求文書で火災予防上必要な措置を講じているとされている空地について

本件空地のうち火災予防上必要な措置を講じているとされているものについては、燃焼物件の除去等の措置は講じられたものの、建築物等に隣接している状態に変わりはなく、その後の管理状況によって再び燃焼物件が存置され延焼危険性が生じる可能性があり、恒常的に延焼危険性を解消できたものと断定はできない。このことから、これらについても(1)及び(2)の非開示理由に該当する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 居住等の用途に利用できる土地を探しており、一部開示の情報では目的を果たせない。公開に伴い、放火や不法侵入等を懸念しているようであるが、法令を踏まえると現実的な危険があるとは考えづらく、むしろ情報を適切に公開し、土地等を必要な住民等が購入・利用できるようにする方が空き家等の対策として有益であると感じる。

#### 5 審査会の判断

- (1) 空地の調査に係る事務について

火災予防条例第30条第1項では、「空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。」と規定している。このことから、実施機関では、市民からの情報や消防隊の巡回等により各消防署が覚知した火災予防上の措置が必要な空地については、管理状況等の調査を実施し、必要に応じて所有者等に対する改善指導を実施している。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、火災予防条例第30条第1項に基づき、火災発生による延焼危険性のある空地の調査・指導状況を年に1回、12月末日時点において消防局予防課が各消防署に指定の様式で報告を求めて作成したものであり、空地の所在位置、対象物の性質（私有地・公有地の別）、火災予防上必要な措置を講じているか、火災予防上必要な措置を講じる必要があるか、現在の状況、関係者連絡先及び指導状況等が記載されている。

イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会では本件非開示部分の非開示事由該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2項第4号該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 本件処分では、本件空地での火災発生の原因として想定しているのは、放火、火遊びやたばこの投げ捨て等の外的要因であり、特に放火による火災は、昭和60年から令和2年までの間、横浜市における年間の火災件数に占める割合が最も高く、本件空地のように延焼危険性がある場所が放火される可能性は否定できない等と実施機関は主張しているので、以下検討する。

ウ 審査請求人は、実施機関としては、公開に伴い、放火や不法侵入等を懸念しているようであるが、法令を踏まえると現実的な危険があるとは考えづらいとの意見を述べている。

しかし、火災予防条例第30条第1項の規定からすれば、空地については、もともと枯草等の燃焼等による火災の危険をはらむものと考えられる。

そして、本件空地は、建築物等に隣接した空地であって、枯草等の燃焼により建築物等に延焼する危険性がある等、火災発生により著しく社会生活に支障を生じると認められる場所である。

実際に横浜市においては、昭和60年から令和3年までの間、放火による火災が年間の火災件数に占める割合の中で最も高く、20パーセントから40パーセント程度となっている。同様に、たばこによる火災は年間の火災件数に占める割合の中で15パーセント程度、火遊びによる火災は年間の火災件数に占める割合の中で0.

7パーセントから11.8パーセントとなっている（横浜市消防局「令和3年年報」等）。

そのため、上記のとおり、本件空地が、建築物等に隣接した空地で、枯草等の燃焼により建築物等に延焼する危険性があることも踏まえれば、本件非開示部分を開示すると、本件空地の所在が判明し、又は推測されて、放火、たばこ、火遊びやたばこの投げ捨て等による火災を誘発する可能性は十分考えられる。

なお、本件空地のうち火災予防上必要な措置を講じているとされているものであっても、時間経過とともに再び枯草が繁茂したり、可燃物が存置されたりした場合には再び延焼危険性が高まるので、火災発生の可能性は否定できないと考えられる。

よって、本件非開示部分は、条例第7条第2項第4号に該当する。

(4) 条例第7条第2項第6号柱書該当性について

上記のとおり、本件非開示部分は、条例第7条第2項第4号の非開示事由に該当するから、同項第6号柱書該当性を検討するまでもなく、本件非開示部分を非開示としたことは、妥当である。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 2 月 26 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 3 月 18 日 (第267回第三部会) 令和 3 年 3 月 23 日 (第347回第一部会) 令和 3 年 3 月 24 日 (第395回第二部会)	・諮問の報告
令和 3 年 4 月 30 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 4 年 11 月 7 日 (第13回第四部会)	・審議
令和 4 年 12 月 1 日 (第14回第四部会)	・審議
令和 5 年 1 月 12 日 (第15回第四部会)	・審議